

## リヒテンシュタインの COVID-19 対策タイムライン

高木裕貴（京都大学大学院文学研究科研究員）

### 2020 年

3 月 3 日、国内初のコロナ陽性者が確認されたことが発表される。

3 月 16 日、政府は行動制限措置を発表（17 日より適用）。レストランやバーの営業、イベント開催は禁止された。

3 月 17 日、さらなる措置が発表され、店舗、美容院、化粧品スタジオも閉鎖されることになる（19 日より適用）。食料品店と医療機関は例外。

3 月 21 日、これまでの国内感染者が 44 人となったことを発表。

4 月 16 日、リヒテンシュタインは、新型コロナウイルスの感染疑惑のある人をリアルタイムで追跡するため、初期症状を検知できる生態ブレスレットの着用試験を始めた。

10 月 15 日、政府は、予防のための措置を発表。全ての公共イベントにおいて、参加者間で 1.5m の社会的距離が確保できない場合は、衝立の設置又はマスク着用が義務付けられ、着席エリアについては、1 席分の間隔を空けるだけでは十分ではなく、1.5m の社会的距離の確保又はマスク着用が義務付けられる。また、私的事件は、感染防止措置を要しないが、参加者の上限は 30 人までとなり、30 人を超える私的事件の場合は、公共イベントと同じ措置が適用される。飲食店においては、1 テーブル当たりの人数が 6 人までに制限され、飲食は着席形式のみとなり、立食形式のアペリティフ、バー、ディスコ等は禁止される。

10 月 20 日、政府は、新型コロナウイルス感染症の急速な増加に対処するため複数の追加措置を導入すると発表。5m の社会的距離が確保できない公共の屋内空間において、マスク着用が義務付けられる。また、全ての公的事件は、衝立等の感染防止措置が講じられている場合又はマスク着用が遵守されている場合、1.5m の社会的距離を下回っても開催が可能となるが、感染防止措置等を講じていない私的事件は、参加者の上限が 30 人までに制限される。

10 月 23 日、政府は、新型コロナウイルス感染症予防のための追加措置を発表。飲食店、バー、クラブ、ディスコ及びダンスホールが閉鎖される（テイクアウェイ、学校・企業内食堂、デリバリー、ホテル宿泊客用の飲食店を除く）。また、屋内外を問わず、イベントにおける飲食物の提供が禁止される。

11 月 3 日、政府は、新型コロナウイルス感染症予防のための追加措置を発表。（リヒテンシュタインにおいて家族及び友人同士での感染が大部分を占めているという分析に基づき、）私的事件の参加人数が現行の最大 30 人から最大 10 人に引き下げられる。また、（子供の感染が主に家庭内で生じているとの研究結果に基づき、）同一世帯内で陽性判定者が確認された場合、自己検疫対象が義務教育課程修了前の児童及び生徒に拡大される。

11 月 10 日、政府は、当初 11 月 15 日（日）まで期間を限定して導入していた新型コロナ

ウイルス感染症予防のための各種措置を2週間延長し、11月29日(日)まで適用とすると発表。

11月25日、政府は、新型コロナウイルス感染症予防のための各種措置の緩和を発表。11月29日を期限として実施中の飲食店及びバーの閉鎖措置を予定どおり終了し、11月30日から厳格な感染防止措置の遵守を条件に営業再開が許可される(ただし、レストラン及びバーの営業は、閉鎖措置以前と同じ厳格な条件が適用される)。さらに、レストラン及びバーは、午後11時から翌午前6時までの間、閉店が義務付けられる。ディスコ、ダンスホール、ダンスイベントの実施及びイベントにおける飲食物の提供は引き続き禁止。また、感染防止コンセプトの策定をせずに開催可能な私的イベントは、引き続き参加者数が10人以内に制限される。10人を超える私的イベントは、1.5m以上の社会的距離の確保、屋内におけるマスク着用義務及び飲食物提供の禁止を含め、公的イベントと同様の条件が適用されます。12月18日、政府は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の包括的かつ抜本的措置を発表。イベントの開催は禁止。文化・レジャー・スポーツ施設等は閉鎖。レストラン、バー及びクラブが新たに閉鎖される(ディスコ及びダンスホールは引き続き閉鎖されたまま)。学校の休暇期間が2021年1月10日まで延長。生活必需品等の日用品店であるか否かを問わず、店舗一般の営業は引き続き認められる。また、託児施設及び身体的接触を伴うサービス業(美容室、マッサージ店、タトゥー店等)も、厳格な感染防止措置の遵守を条件に引き続き営業が認められる。

## 2021年

1月5日、政府は、2020年12月20日から2021年1月10日まで期間を定め導入していた新型コロナウイルス感染症予防のための包括的かつ抜本的措置を1月24日(日)まで延長すると発表した。これは、リヒテンシュタインにおいて、新規感染数が依然として非常に多い状況にあるという現状を踏まえた対応であり、公私にわたるイベントの禁止、文化・レジャー・スポーツ施設等の閉鎖、飲食店等の閉鎖等の措置が延長される。学校の授業は、厳格な感染防止措置を遵守した上で、予定どおり1月11日(月)から再開される。

1月15日、政府は、各措置の延長及び追加措置を発表。2020年12月20日から2021年1月24日まで期間を定め導入している現行の新型コロナウイルス感染症予防のための包括的かつ抜本的措置を2月28日まで延長し、追加措置を導入すると発表。私的イベント、公共の空間における集まりの参加人数が5人以内に制限される(子供を含む)。幼稚園以降の各種教育機関において、教職員及び生徒(12才以上)はマスク着用が義務づけられる。

2月23日、政府は、現行の新型コロナウイルス感染症予防のための包括的かつ抜本的措置を3月1日から段階的に緩和すると発表。参加者が10人までの私的イベントの開催が再開される(飲食物の提供は不可)。公共スペースでの集まりの上限人数が10人までに引き上げられる。文化、エンターテインメント、レジャー及びスポーツに関する公に開かれた施設が再開される。但し、上記の人数制限(10人まで)が同様に課されます。

3月23日、政府は、各種措置の一部を緩和すると発表。3月29日以降、屋外におけるイベントの参加人数の上限が現行の10人から25人に引き上げられる。これにより子供及び若者によるスポーツや文化活動の再開が可能となるが、引き続き飲食物の提供禁止及びマスク着用義務が適用される。また、3月31日以降、国内の健康保険に加入している者に対する新型コロナウイルス検査費用を症状の有無を問わず全面的にリヒテンシュタインが負担する。

4月20日、政府は、各種措置の緩和策を発表。持ち帰り店、配達サービス店、学校内食堂、企業内食堂、ホテル宿泊客向けレストランに加え、飲食店のテラスを含む屋外席での営業再開が認められる。観客を伴うイベントの開催は、屋内の場合は最大50人まで、屋外の場合は最大100人まで認められる。

5月18日、政府は、各種措置の追加的緩和策を発表。飲食店の屋外席において現在適用されている感染予防措置と同じ措置を適用することを条件に、屋内における営業再開が認められる。観客を伴うイベントの上限人数は、屋内の場合は現行の最大50人までから100人までへ、屋外の場合は現行の最大100人までから300人までへと引き上げられる。また、入場者数の上限も会場収容人数の3分の1までから半分までへと変更される。その他の公共イベントの参加人数は、屋内外ともに最大30人まで認められる。公共の場における集まりの上限人数は廃止されるが、人の密集により社会的距離が確保できない場合はマスク着用が義務づけられる。

6月8日、政府は、各種措置の追加緩和措置を発表。イベントの参加人数の上限が30人までから300人までに引き上げられる。私的イベントの参加人数の上限は、屋内外を問わず10人までから50人までに引き上げられる。また、飲食店における営業時間の制限（現行の午後11時から翌午前6時までの時間帯における営業禁止）が廃止される。

6月29日、政府は、マスク着用要件、イベント開催要件、飲食店での人数制限等に係る新型コロナウイルス対策の大幅な緩和措置を発表。

8月10日、政府は、感染状況の改善を踏まえた追加緩和措置を発表。イベントの人数制限を廃止し、1000人以上が参加するイベントを許可する。イベントでは距離を確保する感染対策を維持し、距離が確保できない場合は、マスク着用義務を維持する。ケータリング等を伴うイベントではワクチン証明書の提示を求めることも可能とし、その場合は距離の確保を免除する。

9月9日、政府は、コロナ証明提示義務の適用対象拡大及び公共施設におけるマスク着用義務の再導入等を内容とする追加的感染防止措置を決定。飲食店、バー、ディスコ、ダンスホール、文化・レジャー施設及びスポーツ施設の屋内空間でのコロナ証明提示が義務となる。ただし、16才未満の子供、宗教上の行事、葬儀及び私的イベントについては対象外。屋外空間においては、主催者の判断によりコロナ証明の提示を求めることが認められる。コロナ証明提示を導入しない場合には、グループ間の距離確保又は有効な衝立の設置などが義務付けられる。50人を超えるイベントの開催においては参加者によるコロナ証明の提示が必

要となる。証明書の確認についてはスイスの専用アプリ(COVID Certificate Check)が使用される。この決定に対し、義務に違反する事業者には最大1万フランの罰金が科される可能性がある。故意に提示義務を守らずに対象施設に入場した者も罰金の対象となりうる。職場については、雇用者が従業員のコロナ証明書所持を確認することが可能となる。公共施設については、マスク着用が義務付けられる(12才未満の子供や健康上の理由によりマスクを着用できない人等については対象外)。

#### コメント

リヒテンシュタインはスイスとオーストリアに挟まれた裕福な小国である。2020年時点で人口は四万人にも満たない。公用語はドイツ語だが、スイスフランを採用している。リヒテンシュタインはコロナ対応においても、最も有効的な関係を結んでいるスイスと足並みを揃えていた。リヒテンシュタインのコロナ対応は、明示的にスイスの対応を意識している。その中でも特筆すべきものとしては、コロナ証明書に際してスイスの専用アプリが使用されたことが挙げられる。

さらに、リヒテンシュタインのコロナ対策として顕著なのは、非常に頻繁に予防措置を更新してきたという点である。おそらく人口が非常に少ないことがこれを可能にしたのであろう。また、2021年3月には、国内の健康保険に加入している者に限るが、新型コロナウイルス検査費用を(症状の有無を問わず)政府が負担する発表したことも特徴的な措置である

※本資料の作成にあたっては、以下の資料を参照した。

在リヒテンシュタイン日本国大使館のウェブサイト (<https://www.ch.emb-japan.go.jp/jointad/li/ja/index.html>)